



PRESS RELEASE

2015年4月30日

株式会社日本証券クリアリング機構

各 位

欧州証券市場監督局（ESMA）による第三国 CCP（Third-Country CCP）の認証の取得について

2015年4月27日付で、当社は欧州証券市場監督局（European Securities and Markets Authority：ESMA）より2012年7月に採択された欧州市場インフラ規制（European Market Infrastructure Regulation：EMIR）に基づく第三国 CCP（Third-Country CCP）としての認証を受けました。

EMIRは欧州法人を清算参加者とする清算機関に対し、ESMAによる第三国 CCPの認証を受けることを求めています。この認証により、当社は欧州の金融機関に対して清算業務を提供することが可能となります。欧州法人においては、今後施行が見込まれている欧州の店頭デリバティブに係る清算集中義務について、当社にて清算を行うことにより、その義務を履行することが可能となります。

また、本認証を取得したことで、当社は欧州資本規制上の Qualifying Central Counterparty (QCCP)とみなされます。欧州資本規制上、QCCP以外の清算機関で取引の清算を行った金融機関は、その取引に関して高い資本賦課が求められますが、当社が QCCP とみなされたことで、欧州金融機関にとって、このような資本規制の影響を受けることなく、当社の利用が可能となります。

今回の認証取得を受け、当社代表取締役社長の深山浩永は、「グローバルに金融規制改革が進められる中、第三国 CCP としての認証を受けたことは、当社にとって国際的な競争力を高める点から非常に意義のあることだと考えている。認証のためにご尽力いただいた関係各位に厚く御礼を申し上げますと共に、今後もより広く当社の清算業務をご利用いただけるよう、サービスの向上に努めてまいります。」と述べています。

詳細につきましては、下記の ESMA ウェブサイトをご参照ください。

ESMA による公表内容

<http://www.esma.europa.eu/news/ESMA-recognises-third-country-CCPs>

第三国 CCP リスト

http://www.esma.europa.eu/system/files/third-country_ccps_recognised_under_emir.pdf

以 上

<本件に関する御照会先>

(株) 日本証券クリアリング機構 企画グループ (電話 03-3665-1448)